

特許権	判決年月日	平成 3 1 年 2 月 2 8 日	知財高裁第 2 部
	事 件 番 号	平成 3 0 年(行ケ)第 1 0 1 6 2 号	
○ 名称を「連続貝係止具とロール状連続貝係止具」とする発明について、新規性を肯定して、特許無効審判請求を不成立とした審決を、新規性判断に誤りがあるとして取り消した事例。			

(事件類型) 審決取消 (結論) 審決取消

(関連条文) 特許法29条1項1号

(関連する権利番号等) 特許第4802252号

判 決 要 旨

1 本件は、発明の名称を「連続貝係止具とロール状連続貝係止具」とする特許（平成23年8月12日設定登録，特許第4802252号）に対する無効審判請求（無効2017-80079号事件）を不成立とした審決の取消訴訟であり，争点は，新規性の有無である。

審決は，原告が提出した証拠に記載された発明は，本件特許の原出願日前に公然知られたものではないから，本件発明が，上記証拠に記載された発明と同一であるとしても，新規性要件に違反するものではない旨判断し，審判請求を不成立とした。

2 本判決は，概略，以下のとおり述べて，審決には，新規性判断の誤りがあるとして，これを取り消した。

(1) 被告は，被告外1名を原告，原告ら外3名を被告とする商標権侵害差止等請求事件において，当該事件の原告訴訟代理人が平成19年5月22日に東京地方裁判所に証拠として提出した書面及び証拠説明書を，その頃受領した。

当該書面は，原告の一人が，被告の顧客であった者に交付したものを，平成19年5月22日までに，被告が入手し，上記原告が，被告の得意先へ営業した事実を裏付ける証拠であるとして，上記事件において，提出したものであると認められる。

(2) 当該書面の記載内容からすると，これと同じ書面が，平成18年5月20日以前に，上記原告により，ホタテ養殖業者等の相当数の見込み客に配布されていたことを推認することができる。

(3) 前記の配布されていた書面には，5本の「つりピン」が中央付近においてそれぞれハの字型の1対の突起を有するとともに，そのハの字型の間の部分を2本の直線状の部分が連通する形で連結された形状のものが添付されていたと認められる。

(4) 前記(3)の5本の「つりピン」が連結された形状のものは，形状については，本件発明1の構成要件にある形状をすべて充足する。そして，その材質は，樹脂であり，「つりピンロール」とされていることから，ロール状に巻き取られるものであり，その連結材は，ロール状に巻き取られることが可能な可撓性を備えているものと認められる。

したがって、上記「つりピン」は、本件発明１の構成要件を、すべて充足すると認められる。

また、上記の「つりピン」は、ロープ止め突起の先端と連結部材とが極めて近接した位置にあり、２本のロープ止め突起の先端の間隔よりも一定程度狭い縦ロープとの関係では、２本の可撓性連結材の間隔が、貝係止具が差し込まれる縦ロープの直径よりも広くなるから、本件発明２の構成要件も充足すると認められる。

さらに、上記の「つりピン」が、ロール状に巻き取られるものであることは、上記のとおりであるから、上記の「つりピン」は、本件発明３の構成要件も充足すると認められる。

(５) したがって、本件発明１～３は、本件原出願日である平成１８年５月２４日より前に日本国内において公然知られた発明であったということができ、新規性を欠き、特許を受けることができない。